

iTECS 技術者 資格認証制度のご案内

1. 資格認証制度について

iTECS 技術協会では、平成 16 年の発足以来、平成 30 年度までに実施した講習会において、650 名以上の講習修了者に修了証を発行しております。

インフラ構造物の維持管理における非破壊試験法に対する期待が高まるにつれ、構造物の健全性診断の場面において、iTECS 技術も多く適用されている状況にあります。

iTECS 技術協会、資格認証委員会では測定技術者の専門的知識や技量について、客観的な評価基準を制定し、認証することによって、測定技術者の技術レベルを一定にし、「調査結果の信頼性の向上」という社会的な要請に応えることを目的として資格認証制度を運用しております。

2. 認証資格の種類

iTECS 技術協会資格認証委員会では、技術者のレベルに応じ、以下の 3 水準の資格を認証しております。

表 2-1 制定資格一覧

資格種別	技術水準
レベル I ※	国土交通省「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領」に準じた測定や、簡易なひび割れ深さ測定等に対応できる技術者
レベル II	制定された iTECS 法規格を理解し、その内容を確実に遂行できる技術者
レベル III	非破壊試験法に精通し、特に iTECS 技術を用いた高度な能力を有し以下の職務を遂行できるもの。 (1) iTECS 法測定装置と測定従事者についての管理及び責任 (2) iTECS 技術を用いた調査計画の立案及び調査結果の評価 (3) iTECS 法規格、NDIS 等の規格類の解釈 (4) レベル I、レベル II 資格認証試験の管理（問題作成、採点等） (5) レベル I 及びレベル II 技術者の職務の実施及び監督 (6) 規格が示す適用範囲外の事象に対し、合理的な測定方法の提案、判定基準の構築ができるように、対象となる材料、施工技術、構造形式や統計について実用的な基礎知識を有する。 (7) 他の非破壊試験方法に関する一般的な知識 (8) レベル I 及びレベル II 技術者の訓練及び指導

※従来の技術講習会修了者は自動的にレベル I 技術者として登録いたします。

3. 試験

試験はレベルに応じて次のものがあります。

3.1 レベルⅠの資格認証試験

3.1.1 新規試験

学科講習+実技講習後に修了試験（実技）を実施します。

3.1.2 追試験

前項の試験において、iTECS 技術協会で定めた合格基準を満足できなかった者のうち、追試験実施要件を満足するものについて、データ送付などによる解析追試験を実施します。

3.1.3 再試験

新規試験または、追試験において、不合格となった者は次回行われる試験を再試験として受験することが出来ます。レベルⅠ再試験の受験費用は無料ですが、再試験受験申込みが必要です。

3.1.4 更新審査

レベルⅠ認証資格者が、新規認証登録または、更新登録後4年の有効期限を超えて資格延長するための審査。（レベルⅠ更新講習会の受講が、更新審査の要件となります）

3.2 レベルⅡの資格認証試験

3.2.1 新規試験（学科試験、実技試験）

レベルⅡ資格認証試験では、学科試験及び実技試験を実施します。

3.2.2 更新審査

レベルⅡ認証資格者が新規認証登録後、又は、再認証登録後4年の有効期限を超えて資格を延長するための審査です。（実務経歴等の提出やレベルⅡ更新講習会に準じる講習会の受講が、更新審査の要件です）

3.2.3 再認証試験（実技試験）

レベルⅡ認証資格者が更新登録後4年の有効期限を超えて資格を延長するための試験です。レベルⅡ新規試験実技試験と同等の試験を実施します。

3.3 レベルⅢの資格認証試験

3.3.1 新規試験（筆記試験）

レベルⅢ資格認証試験では、記述式の筆記試験を実施します。

3.3.2 更新審査

レベルⅢ認証資格者が新規認証登録後、又は、再認証登録後4年の有効期限を超えて資格を延長するための審査です。（実務経歴等の提出が、更新審査の要件です）

3.3.3 再認証試験（筆記試験）

レベルⅢ認証資格者が更新登録後、4年の有効期限を超えて資格を延長するための審査です。（レベルⅢ新規試験と同等の筆記試験を行います）

4. 受験資格

新規試験の受験資格は以下に示すものとしします。

表 4-1 新規試験における受験資格

レベル	受験資格
レベルⅠ	特段の受験資格を設けない
レベルⅡ	レベルⅠの認証資格者※ ¹ または、 レベルⅡ資格に対応する講習会（専門技術講習会）を受講された方※ ²
レベルⅢ	レベルⅡの認証資格者 または、 レベルⅢ資格に対応する講習会（スキルアップ講習会等）を受講された方

※¹ 現在失効中の方は、更新講習会、又は、レベルⅡ資格に対応する講習会の受講が必要です。

※² 専門技術講習会の実技講習では、レベルⅠ資格者の水準に合わせたカリキュラムを行います。

5. 資格証明書の有効期限と資格の更新

取得した資格証明書の有効期間は、資格取得年度の翌年度の4月1日から4年間です。有効期限を更新するには、更新講習会またはこれに準じる講習会を受講した上で、更新手続きが必要になります。

6. 受験費用

表 6-1 認証試験費用

レベル	新規試験	更新審査	再認証試験
レベルⅠ	無料※ ¹	無料	—
レベルⅡ	会員¥15,000円 非会員 ¥30,000円	3,000円	会員 ¥12,000円 非会員 ¥30,000円
レベルⅢ	会員¥25,000円 非会員 ¥40,000円	3,000円	会員 ¥12,000円 非会員 ¥30,000円

※¹：講習会受講料に含む

◆資格認証制度についてのお問い合わせは下記までお願いいたします。

問合せ先

一般社団法人 iTECS 技術協会事務局

E-mail: info@itecs.or.jp

TEL:029-847-1861